

日本雑穀アワード 2025《業務用加工食品部門》応募規定

第1条（応募対象）

飲食店、惣菜メーカー、給食・中食・外食業態、量販店惣菜部門などに向けて提供される、業務用サイズ・業務用仕様の雑穀加工食品が対象（以下「商品」という。）になります。なお、雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第2条（応募方法）

所定の応募用紙に必要事項を記入し、エントリーフォーム、または、E-mail 添付にてご応募ください。審査に必要な商品サンプルについては、応募書類を確認後にご連絡いたします。

第3条（審査にかかる費用等）

審査料は、1商品につき8.8万円（税込）となります。応募書類受付後にご請求書を発行いたします。

第4条（審査方法）

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1商品につき5名以上の審査員が審査基準に従って試食・採点し、その合計点をもって評価点数とします。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条（審査結果の通知）

審査結果はE-mailにてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第8条（受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後3年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第 9 条（受賞広告の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第 10 条（殿堂入り認定）

3 年連続で金賞を受賞すると殿堂入り認定され、第 8 条における有効期限の設定がなくなります。

第 11 条（受賞マークの種類）

受賞マークは、金賞受賞商品そのものを対象とした「金賞受賞マーク」と金賞受賞商品を原材料に使用した食品に対する「金賞受賞原材料使用マーク」の 2 種類があります。



第 12 条（受賞マークの使用）

有効期間内において、ホームページ、チラシ、POP 等への受賞マークの使用が可能です。ただし、受賞商品のパッケージ等に直接使用する場合は、下記の使用料が必要になります。

- ◇ 協会作成受賞マークシール 3.3 円（税込）／枚
- ◇ パッケージ等への個別印刷、独自作成シール使用時 1.65 円（税込）／枚

第 13 条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第 14 条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募企業において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。

制定日：2025 年 9 月 10 日
一般社団法人 日本雑穀協会